

委員会案第1号

宇都宮市議会会議規則の一部改正

宇都宮市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年11月28日

議会運営委員会

委員長 山崎昌子

宇都宮市議会会議規則の一部を改正する規則

宇都宮市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、起立させることが困難である場合は、挙手その他議長が定めるものをもって代えることができる。

第70条第2項中「起立者」の右に「若しくは挙手その他議長が定めるものにより問題を可とする者」を加える。

附 則

この規則は、令和7年11月28日から施行する。

（提出の理由）

議員が起立することが困難である場合においても、不自由なく表決に参加できるよう、規定の見直しをしようとするものであります。